

## ○高知市の建築物における駐車施設の附置に関する条例

(昭和46年10月1日条例第38号)

改正 平成6年10月1日条例第43号

## (目的)

第1条 この条例は、駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)の規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)の附置及び管理について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

## (適用地域及び地区)

第2条 この条例を適用する地域及び地区は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項に定める駐車場整備地区及び商業地域(以下「商業地域」という。)
- (2) 駐車場整備地区及び商業地域周辺の都市計画区域内の地域で市長が別に定める地域(以下「周辺地域」という。)
- (3) 駐車場整備地区及び商業地域並びに周辺地域以外の都市計画区域内であつて、自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で市長が別に定める地区(以下「自動車交通ふくそう地区」という。)

## (建築物の新築等の場合の駐車施設の附置)

第3条 駐車場整備地区若しくは商業地域又は周辺地域若しくは自動車交通ふくそう地区において建築物を新築し、又は増築しようとする者は、別表第1に定める基準に従つて当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しなければならない。ただし、駐車場整備地区又は商業地域において、建築物の全部を法第20条第1項に定める特定用途(以下「特定用途」という。)以外の用途(以下「非特定用途」という。)に供する建築物で、市長が特に駐車施設を必要としないと認めるものについては、この限りでない。

- 2 駐車場整備地区又は商業地域内において、特定用途に供する部分(以下「特定部分」という。)及び非特定用途に供する部分を有する建築物の駐車施設は、その建築物の全部を非特定用途に供する建築物とみなして前項の規定を適用して算定した駐車台数と特定用途に供する面積について前項の規定を適用して算定した駐車台数を比較して、その大きい駐車台数以上の規模を有するものとしなければならない。

## (建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第4条 駐車場整備地区若しくは商業地域又は周辺地域若しくは自動車交通ふくそう地区において、建築物の部分を大規模の修繕又は大規模の模様替え(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。)によつて用途変更をしようとする者は、別表第2に定める基準に従つて当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しなければならない。

## (駐車施設の規模)

第5条 前2条の規定により附置する駐車施設は、駐車のために供する部分の規模を駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行6.0メートル以上とし、自動車が有効に駐車し、かつ、出入りすることができるものとしなければならない。

- 2 前項の規定は、特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車が有効かつ安全に駐車

することができる」と市長が認めるものについては、適用しない。

(地域の認定)

第6条 建築物が駐車場整備地区又は商業地域と周辺地域又は自動車交通ふくそう地区にまたがっている場合の建築物は、周辺地域又は自動車交通ふくそう地区にあるものとして第3条及び第4条の規定を適用する。

(駐車施設の附置の特例)

第7条 建築物の構造又は敷地の状態により、市長がやむをえないと認めた場合においては、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けることができる。

2 前項の規定により駐車施設を設けようとする者は、規則で定めるところに従い、あらかじめ当該駐車施設の位置、規模等について、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更する場合も、また同様とする。

(届出)

第8条 第3条及び第4条の規定により駐車施設を附置すべき者は、規則で定めるところに従い駐車施設の位置、規模等について、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、また同様とする。

(適用の除外)

第9条 建築基準法第85条の仮設建築物については、この条例は適用しない。

2 新たに駐車場整備地区若しくは商業地域又は周辺地域若しくは自動車交通ふくそう地区に指定された場合は、当該地域又は地区に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築及び用途変更の工事に着手した者については、第3条及び第4条の規定は適用しない。

3 駐車場整備地区若しくは商業地域又は周辺地域若しくは自動車交通ふくそう地区に変更があつた場合は、当該地域又は地区に指定された日から起算して6月以内は、なお従前の例による。

(駐車施設の管理)

第10条 第3条、第4条及び第7条の規定により附置し、又は設置した駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設の敷地、構造及び規模等について、常時その目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第11条 市長は、この条例の施行上必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、また必要に応じて当該職員をして建築物若しくは駐車施設の立入り検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入り検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第12条 市長は、第3条、第4条、第5条又は第10条の規定に違反した者に対して相当の期限を定めて駐車施設の附置、設置又は原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

(罰則)

第13条 前条の規定に基づく市長の命令に従わなかつた者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第11条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の

規定による検査を拒み、若しくは妨げた者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第7条第2項又は第8条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産について前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の規定を適用する。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例が施行された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築及び用途変更の工事に着手した者については、この条例は適用しない。

附 則(平成6年10月1日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表 第1

地域又は地区	建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の基準	
駐車場整備地区及び商業地域	全部を特定用途に供するもの	延べ面積が2,000平方メートルをこえるものの新築	延べ面積が2,000平方メートルをこえる部分の面積について	300平方メートルまでごとに1台
		延べ面積が増築によつて2,000平方メートルをこえることとなるもの		
		延べ面積がすでに2,000平方メートルをこえているものの増築	増築部分の面積について	
	全部を非特定用途に供するもの	延べ面積が3,000平方メートルをこえるものの新築	延べ面積が3,000平方メートルをこえる部分の面積について	400平方メートルまでごとに1台
		延べ面積が増築によつて3,000平方メートルをこえることとなるもの		
		延べ面積がすでに3,000平方メートルをこえているものの増築	増築部分の面積について	
周辺地域及び自動車交通ふくそう地区	全部又は一部を特定用途に供するもの	特定部分の延べ面積が3,000平方メートルをこえているものの新築	特定部分の延べ面積が3,000平方メートルをこえる部分の面積について	400平方メートルまでごとに1台
		特定部分の延べ面積が増築によつて3,000平方メートルをこえることとなるもの		
		特定部分の延べ面積がすでに3,000平方メートルをこえているものの増築	増築部分の面積について	

(注) 「延べ面積」には、駐車施設の用途に供する部分の床面積は、含まない。

別表 第2

地域 又は 地区	建築物の規模	駐車施設の基準	
駐車 場整 備地 区及 び商 業地 域	特定部分の延べ面積が用途変更によつて2,000平方メートルをこえることとなるもの	特定部分の延べ面積が2,000平方メートルをこえる部分の面積について	300平方 メートル までごと に1台
	特定部分の延べ面積がすでに2,000平方メートルをこえているものの用途変更	増加部分の面積について	
周辺 地域 及び 自動 車交 通ふ くそ う地 区	特定部分の延べ面積が用途変更によつて3,000平方メートルをこえることとなるもの	特定部分の延べ面積が3,000平方メートルをこえる部分の面積について	400平方 メートル までごと に1台
	特定部分の延べ面積がすでに3,000平方メートルをこえているものの用途変更	増加部分の面積について	

(注) 「延べ面積」には、駐車施設の用途に供する部分の床面積は、含まない。